〇 総務省告示第 号

和二年総務省告示第四百十一号)の一部を次のように変更する。電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画(今

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

下「対象規定」という。)は、これを加える。規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる

第2 周波数割当表

[1~7 略]

周波数割当表

変 更 後

「第1表 略]

第2表 27.5MHz-10000MHz

[略]	国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
	(4)		(5)	(6)
[略] _	[略]	[略]	[略]	[略]
	2330-2370	固定	公共業務用	
		移動 J142A	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は
1			放送事業用	携帯無線通信用とし、割当
				ては別表10-3による。
-	[略]	[略]	[略]	[略]

[第3表 略]

国内周波数分配の脚注

「J1∼J141 略]

T142

2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び宇宙探査衛星業務において、2以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射は、これらの業務における静止及び非静止衛星間の地球から宇宙、宇宙から地球及び宇宙から宇宙への発射に対して制限を課さないことを条件とする実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J142A

放送事業用の局は、電気通信業務用の局に対して優先権を有し、電気通信業務用と放送事業 用との共用に当たっては、電波法第 102 条の 17 第 2 項第 2 号の規定に基づく照会結果を適用する。

[J143~J296 略]

「別表 1-1 ~別表 10-2 略]

別表 10-3 携帯無線通信(一周波方式のものに限る。) 用の周波数表

2010MHz を超え 2025MHz 以下

2330MHz を超え 2370MHz 以下

「略]

[別表 11-1~別表 11-3 略]

「国際周波数分配の脚注 略]

第2 「同左〕

[1~7 同左]

周波数割当表

変 更 前

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz-10000MHz

[同左]	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	2330-2370	固定 移動	公共業務用 放送事業用	
'-	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第3表 同左]

国内周波数分配の脚注

「J1~J141 同左]

J142 「同左〕

「新設]

「J143~J296 同左〕

「別表 1-1 ~別表 10-2 同左]

別表 10-3 携帯無線通信 (一周波方式のものに限る。) 用の周波数表

2010MHz を超え 2025MHz 以下

[同左]

[別表 11-1~別表 11-3 同左]

「国際周波数分配の脚注 同左]

備考(表中[一]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。